

倫理的責任なき主体化」からの脱却へ
-福祉支援における応答関係倫理の再構築-

○ 一般社団法人泉鳳理事 牛尾 憲治(会員番号:10515)

キーワード:福祉倫理、主体性、応答責任

1. 研究目的

本研究の目的は、現代日本における福祉制度と支援実践に内在する倫理的非対称性の構造を明らかにし、その再構成の可能性を提示することにある。近年、福祉現場では「被支援者の主体性尊重」が制度的目標として掲げられるようになってきているが、その実態はしばしば「倫理的責任を伴わない主体化」、すなわち制度的保護の枠内での管理的な自立の強制にとどまっている。このような構図のもとでは、被支援者は制度的には「配慮される存在」として位置づけられ、関係のなかで倫理的応答責任を担う存在としては認識されない。この制度的構成が倫理的に妥当なものであるかを批判的に検討するために、本研究では「先駆的責任性」という独自概念を導入し、他者との関係性のなかにおいて責任がいかに関与しうるのか、その根源的構造を問う。本研究は、筆者が社会的養護の実践に従事する中で出会った倫理的問いを端緒としており、現場での支援経験に基づく問題意識を背景としている。

2. 研究の視点および方法

本研究は理論的・哲学的観点から構成され、主として文献研究と概念分析に依拠する方法論を採用する。第一に、近代的主体概念および自由意志に基づく責任論を、ジョン・ロックやイマヌエル・カントの政治哲学・倫理学を参照しつつ検討し、責任とは自由な選択と意思決定に基づくものであるという前提の妥当性を検証する。第二に、エマニュエル・レヴィナスの他者論における「顔」の概念と、マルティン・ブーバーの「我-汝」関係を中心とする対人関係論を参照し、関係の中において人がいかにして倫理的責任を引き受ける存在となるのかを考察する。これらの検討を通じて、本研究は「選択の前に責任がある」という非近代的責任概念、すなわち「先駆的責任性」の理論的基盤を構築し、それが福祉制度および支援関係においてどのように再解釈されうるかを明らかにする。

3. 倫理的配慮

本研究は理論研究であり、特定の個人や団体を対象とした実地調査やインタビュー調査を実施していないため、個人情報やプライバシーの侵害に関わる問題は生じない。したがって、本研究は研究倫理審査の対象外であるが、日本社会福祉学会の「研究倫理規程」に準拠し、倫理的配慮に十分注意を払っている。特に、他者との関係性を中心とする倫理的議論においては、理論構成が特定の実践対象者を暗に想定したものであっても、匿名性と普遍性をもって扱っており、個別具体的な関係性に依存しない抽象的次元での記述を行っている。利益相反(COI)については申告すべき事由は一切存在しない。

4. 研究結果

本研究の成果は、「先駆的責任性」という概念を中心に構成される倫理理論によって、従来の福祉制度に内在する責任構造の非対称性を明示的に可視化した点にある。すなわち、「支援する者」のみが倫理的責任主体として想定され、「支援される者」は制度的に保護の対象、すなわち倫理の受け手としてのみ構成されている。この構図は、倫理的関係における対等性を欠き、福祉を一方的な「与える－与えられる」関係へと矮小化してしまう危険性を孕む。「先駆的責任性」の枠組みは、こうした構造の限界を乗り越える理論的契機として、被支援者もまた関係の中で応答する者として巻き込まれていることを示し、福祉関係の倫理的再構成に資する。

5. 考察

本研究の理論的考察は、福祉制度の設計と運用における倫理的基盤の再検討を促すものである。「応答責任」を倫理の出発点とすることで、制度における支援関係は単なる機能的なサービス提供ではなく、相互的な倫理関係として再構築される。特に、近代的主体モデルに依拠しない責任論の導入は、認知能力や言語能力の制約をもつ被支援者に対しても、その存在自体が倫理的関係の構成要素であるという視座を提供する。このことは、現場の実践において「声なき者」への倫理的関与を正当化し、支援者と被支援者との関係を対称的な応答関係として捉え直すための理論的根拠となる。なお、応答責任という構造がどのレベルの支援関係にまで妥当するかについては、今後の検討課題である。